

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会
第 27 回 総 会

令和元年 11 月 25 日 (月)

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は7番と9番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第27回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第170号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積2,280㎡、925㎡、33㎡、285㎡453㎡と農用地外の632㎡及び農用地内779㎡の合計5,387㎡(7筆計)。贈与のための無償移転と使用貸借。従事者2名、主従事日数180日。計画作物は水稲、果樹。

整理番号2番 1件目、農振農用地内448㎡、889㎡、2件目、農用地外937㎡、497㎡、3件目、農用地内455㎡、1,232㎡、4件目629㎡の合計5,113㎡(7筆)。新規就農のための使用貸借、有償移転。従事者1名、主従事日数150日。計画作物はパパイヤ、バナナ、ミカン。

整理番号3番 農振農用地内、面積2,538㎡(3筆計)。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はコーヒー。

事務局としては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第171号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積51㎡。当初計画者が死亡したため所有権移転を行い、資材置場としての計画変更。農地区分は第2種農地(市街地近傍)、一団農地0.8haとなっております。

整理番号2番 農振農用外、面積1,287㎡。資金面と事業収支の理由から所有権移転を行い、簡易宿所としての計画変更。農地区分は第2種農地(市街地近傍)、一団農地9.3haとなっております。

事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 172 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を要する

農地等の買受適格証明願いについて)

- 事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 1,285 m²。転用目的は競売物件で資材置き場としての転用予定。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 9.1ha となっております。
- 整理番号 2 番 農振農用地外、面積 396 m²。転用目的は競売物件で資材置き場としての転用目的。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 0.3ha。
- 整理番号 3 番 農振農用地外、面積 396 m²。転用目的は競売物件で工房としての転用目的。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 0.3ha。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
- 委員 1 番と 2 番は建設業者なのか。
- 事務局 不動産会社です。
- 委員 不動産会社が貸資材置場に使うのか。
- 事務局 1 番については既に資材置場として利用されており、そのまま不動産会社が管理する予定ということです。2 番については、建設業者へ貸し出しを予定しているとのこと。
- 委員 競売はいつか。
- 事務局 来年の一月末までが入札期間となっています。2 月に落札者が決まる予定です。
- 議長 以上のことから、当該案件については可決としてよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

(第 173 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

- 事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 632 m²（2 筆計）。貸駐車場のための所有権移転。始末書有で、既に駐車場として使用しております。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 0.1ha。問題なしの案件と考えます。
- 整理番号 2 番 農振農用地外、面積 647 m²（3 筆合計）。資材置き場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 0.8ha。問題なしの案件と考えます。
- 整理番号 3 番 農振農用地外、面積 121 m²のうち 47.68 m²。一般個人住宅のための所有権移転。当該地が既に造成済みであることから始末書での対応しております。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、0.1ha。問題なしの案件と考えます。
- 整理番号 4 番 農振農用地外、面積 1,575 m²のうち 904.22 m²。貸資材置き場のための所有権移転。始末書有りは、砂利敷きされているということです。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 6.8ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号5番 農振農用外、面積 1,575 m²のうち 663.09 m²。一般個人住宅のための所有権移転。始末書有りは、砂利敷きされているということです。農地区分は、第2種農地（市街地近傍）、一団農地 6.8ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号6番 農振農用地外、面積 1,287 m²。簡易宿所のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近傍）、一団農地 9.3ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号7番 農振農用地外、面積 330 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（用途地域）、第1種低層住宅専用地域。原則許可相当の案件となります。

整理番号8番 農振農用地外、面積 223 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（用途地域）、第1種低層住宅専用地域。原則許可相当の案件となります。

整理番号9番 農振農用地外、面積 1,164 m²（3筆計）。資材置き場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）、一団農地 1.4ha。問題なしの案件と考えます。

- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
- 委員 資材置場としての目的が多いが、その後、住宅等に変更する場合は事業計画変更となるのか。
- 事務局 農地法では、利用しなかった場合や、違う用途になっていた場合は、地目変更許可を下せない形になっている。事業計画変更を行っていただいて、適正な手続きを出していただく必要があります。
- 議長 その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

（第174号 農用地利用集積計画の意見決定について）

事務局 令和元年11月20日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人5名。譲受人4名。設定筆数7筆、面積 8,537 m²。内 賃借権5筆、使用貸借権0筆、所有権移転2筆となっています。

整理番号1番 現在、利用権による使用貸借権となっており、所有権移転となります。作物はサトウキビ。稼働日数 250日。

整理番号2番 近隣地で行っていることから当該地を所有権移転となります。作物は野菜。稼働日数 200日。

整理番号3番 3年の賃借権。作物はハーブ類。新規設定。

整理番号4番から6番 8か月の賃借権。作物はハーブ類。7月末で契約が切れており、片付けのための再設定となる。

整理番号7番 10年間の賃借権。機構借り受けとなります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第175号 非農地証明願について)

事務局 整理番号1番 農振農用地外、面積479㎡(2筆計)。故人は今から8年前に亡くなっており、それ以前から体力的にも時間的にも農地の管理が困難であった。その為に約20年以上前から申請地は放置されたままです。また、申請地●番は傾斜部分が大きいため畑として耕作が難しくなっており、申請地の●番も敷地が狭く地盤も固いので農地として使用することが困難であるとの理由から証明願いが出されています。

調査員 現地調査の結果、2筆とも平地で耕作困難な土地であるとは言えない。また今回、申請人は当該地の隣接地で5条の同時申請をしており当該地も転用申請が必要だと考える。よって本非農地証明願いについては証明不可と判断します。

議長 事務局は当該案件について、申請者と5条申請での対応について調整してください。

調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、否決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第176号 現況証明願いについて)

調査員 整理番号1番 復帰前から鶏舎として利用されていた。現在、鶏舎は取り壊され別の建物が建っており、農地として利用されていないため非農地だと判断します。

整理番号2番 復帰前から農地として利用されておらず、現在も農地として利用されていないため非農地だと判断します。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第5条許可申請取消し願いについて)

事務局 整理番号1番 当該案件については5条申請にて説明した案件となります。よって、説明は省略いたします。

整理番号2番 農振農用地外、2,514㎡。当初許可を受けた土地以外に事業地を映したい等の理由から取消願いが出された案件となります。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 27 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 野原 朝行 印

署名委員 比嘉 晴 印